

イノシシ管理計画(素案)に対する意見とそれに対する県の考え方

1 募集期間

令和3年12月21日(火)から令和4年1月20日(木)まで

2 意見の件数

2名、29件

	意見の内容	意見に対する県の考え方
○管理の目標等に関すること (5件)		
1	「自然植生」「森林の現況」「耕作地の利用状況」は、県地図上図示の資料掲載して頂ければと思います。	お示しのデータは計画に関連する背景指標であり、地図上への図示等の資料掲載は省略します。
2	表3は、地域別の指標(繁殖数を示すものではないが、地域性を示すデータ)なので、何らかの形で分かりやすい図示(推移の折れ線グラフ、直近データの地図上図示(捕獲数多い市町地域ほど濃い色表示))資料掲載を御願い致します。	ご意見について、参考とさせていただきます。
3	図4の「第一種」「第二種」の違い/意味について説明追加願います。	用語解説を追加しました。
4	「イノシシについては、生息密度や個体数を推定するための手法が確立していない」との事ですが、他自治体と協力し「手法確立」を目指すべきと感じます。	ご意見について、参考とさせていただきます。
5	当該案件、隣県(島根県、広島県)からの流入というのはいないのでしょうか。 もし考えられるのならば「隣県との協力」も施策に明示すべきと考えます。	広島県、島根県についても全県に生息していることから、情報共有等で連携を図っていきます。
○鳥獣の数の調整に関する事項 (2件)		
1	「狩猟者の確保・育成」は、「農林業者や農業高校生・大学生等」という「農林業関係者」というくくりから離れた、広く県民全体への通知広報を実施すべきと考えます。	ご意見について、参考とさせていただきます。

2	<p>「狩猟の促進」の為には「狩猟個体の処理」の適正化（狩猟者個人に任せない対応、資源化、市場流通推進、等々）も必要と考えます。</p> <p>施策御検討宜しく御願ひ致します。</p>	<p>ジビエ等の利活用に向けて、研修の実施等による衛生的な処理技術の普及、消費拡大に向けた普及啓発、必要とされる施設整備への支援に努めてまいります。</p>
○その他に関すること（22件）		
1	<p>当該計画（素案）、「第5期」となっておりますので前回「第4期」の事業計画が存在するはずです。</p> <p>意見を求めるならば、「第4期」と「第5期」のどこが異なっているのか、変更理由含めての提示が必須、と考えます。</p> <p>上記内容明示の上で再度意見募集実施願ひます。</p>	<p>当計画は、直近の生息状況、捕獲状況、農林業被害等の現状を基に、5年後の管理目標等を計画するため、前回計画との比較は行いません。</p> <p>なお、意見の再募集は行いません。</p>
2	<p>『パブリック・コメント/県民意見募集について、前回分が存在する案件は前回との違いを、理由を含めて明示が必要』という内容の意見をここ数年間県のパブリック・コメント/県民意見募集に出し続けております。今回当「第5期」計画（案）のパブリック・コメント/県民意見募集に、「第4期」との違いとその理由が明示されていない理由を御説明願ひます。</p>	<p>本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>当計画は、直近の生息状況、捕獲状況、農林業被害等の現状を基に、5年後の管理目標等を計画するため、前回計画との比較は行いません。</p> <p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>本文中、専門用語、行政用語が散見されます。「語句説明/語句解説」を付記願ひます。</p>	<p>用語解説を追加しました。</p>
4	<p>本文内年代記述が、一部西暦元号併記、多くが元号のみとなっております。時系列等分かりにくくなっております。年代記述を全て西暦元号併記または西暦のみの記載とされますよう、よろしく願ひ致します。</p>	<p>西暦和暦併記で統一しました。</p> <p>一部図表においては、見やすさを考慮して、和暦のみの表記としています。</p>
5	<p>岩国市錦町は西中国山地に位置し、本州最西端の貴重なブナ林があり、そこには貴重な生き物が生息しています。</p> <p>その貴重な場所に、昨年、西中国ウイ</p>	<p>本計画は鳥獣保護管理法に基づき農林業等へ被害を及ぼすイノシシについて、その生息数を適正な水準まで減少させ、かつその生息地を適正な範囲に縮小させ</p>

<p>ンドファーム事業が持ちあがり、高さ150メートルを超える巨大風車を30基以上、建設する計画です。</p> <p>巨大な風車建設は、大規模な自然破壊を行うので、開発地のイノシシはその場所で生息できなくなり、山を下る事が予想され、農作物や人的被害が増える可能性が非常に高いです。</p> <p>以上の事から、西中国ウインドファーム事業を許可しない、またはその場所を開発しない様、管理計画を有効な内容にして下さい。</p>	<p>るための管理計画であり、法律の位置づけとして、開発事業を規制するものではありません。</p> <p>事業者が大規模な開発事業を行う場合は、環境影響評価法等に基づき、事業者において適正な対応がされると考えております</p>
<p>6 年未年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計 11 案件実施 (1/4 時点)、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の 1 ヶ月の期間設定は期間不足と考えます。</p> <p>又、本文各所に記述不足があると感じます (前述)。期間の延長、又は期間内提出意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p> <p>また、計画の策定に当たっては、パブリック・コメントの他に、市町や関係団体等に意見聴取するとともに、学識経験者や関係団体等で構成する審議会に諮問するなど、幅広く県民の皆様や関係者の意見を聞いており、募集期間の延長や再実施は考えておりません。</p>
<p>7 当件についてこの時期 (年未年始を含む時期) に意見募集期間を設定した理由を明示願います。</p>	
<p>8 前述、当案件当時期設定理由への御返答が「県行政の処理/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント (県民意見募集) を適切に実施する為の恒久的対策の実施 (意見募集期間に年未年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等) を御願い致します。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>

9	<p>「年末年始含む期間にパブリック・コメント/意見募集案件集中」に関する前述（期間の年末年始回避、案件集中回避）の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応（県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>	
10	<p>同様に、「年末年始含んだ際の期間の延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>	
11	<p>同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>	
12	<p>同様に、「募集案件集中時の期間延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>	
13	<p>前述各対応が無かった場合は、「（過去のパブリック・コメント/意見募集で指摘があったにもかかわらず）なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。</p>	
14	<p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリック・コメント/県民意見募集で対応（集中回避・集中時期間延長等）が取られていないのか明示願います。</p>	
15	<p>前述御返答内容に関わらず、11 案件集中・期限通常通り 1 ヶ月での意見募集</p>	

	では意見提示困難です。改めて期間延長を求めます。	
16	県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。	
17	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います。	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（令和3年12月29日の中国新聞、令和4年1月5日の山口新聞「山口県からのお知らせ」）により広報に努めました。 大きさについては、各紙面をご確認ください
18	今回の案件を含め、県広報誌や新聞掲載「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集について、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。	
19	意見募集期間中の新聞掲載「山口県からのお知らせ」に、「県行政で意見募集実施中（案件詳細は県ホームページ御確認）」と言った記述もありませんでした。上記の様な、僅かなスペースで掲載可能な最低限の意見募集広報も行わない理由を明示願います。	

20	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。</p>	
21	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。</p>	<p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
22	<p>パブリック・コメント（県民意見の募集）は、いずれも募集期間締切1/20で募集実施となっている。</p> <p>一方、感染症拡大防止のため、一部の県内自治体の自治体所有施設は臨時休業に入っている。</p> <p>もし、文書閲覧可能施設が一か所であれば、募集期間の延長を実施すべきと考える。</p>	<p>本計画（素案）に係る公開資料の閲覧場所は、いずれも休業しておりません。</p>